

## 公共工事代金債権信託(コントラスト)制度の導入について

府中市では、中小企業者の新たな資金調達の道を開き、資金調達の円滑化を図ることを目的として、公共工事代金債権信託(コントラスト)制度を導入しました。

### 1 制度の概要

市からの公共工事を受注・施工している元請業者が、市の承諾を得て、当該未完成工事の請負代金債権を新銀行東京に譲渡することにより、同行から資金を調達することができる制度です。

### 2 対象とする工事

市発注の契約金額が 1,000 万円以上の工事で、競争入札により受注者が決定された工事(契約変更があった場合は、変更後の契約金額を基準とします。)が対象となります。

### 3 利用のできる事業者

次の(1)か(2)のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者
- (2) 中小企業者以外のものであって、当該工事の履行に関し、下請人である中小企業者に対する支払計画がある場合

### 4 利用の条件

次の全てに該当していることが利用の条件となります。

- (1) 工事の進捗状況が前金払相当割合(中間前金払相当割合・部分払相当割合)をおおむね超えていること
- (2) 債権譲渡承諾依頼書の提出時点で、工期までに2週間以上の期間があること
- (3) 債権譲渡の承諾申請日前2年以内に、工事成績不良により府中市から指名停止の措置を受けていないこと
- (4) 破産法による破産手続開始の申立てをしていないこと
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てをしていないこと
- (6) 民事再生法による再生手続開始の申立てをしていないこと
- (7) 会社法の規定による特別清算開始の申立てをしていないこと
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
- (9) 債務の弁済が不可能な状態でないこと
- (10) 契約保証金を保険又は保証により担保されている工事で、債権譲渡に関し、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、その承諾を得ていること

## 5 譲渡の不承諾

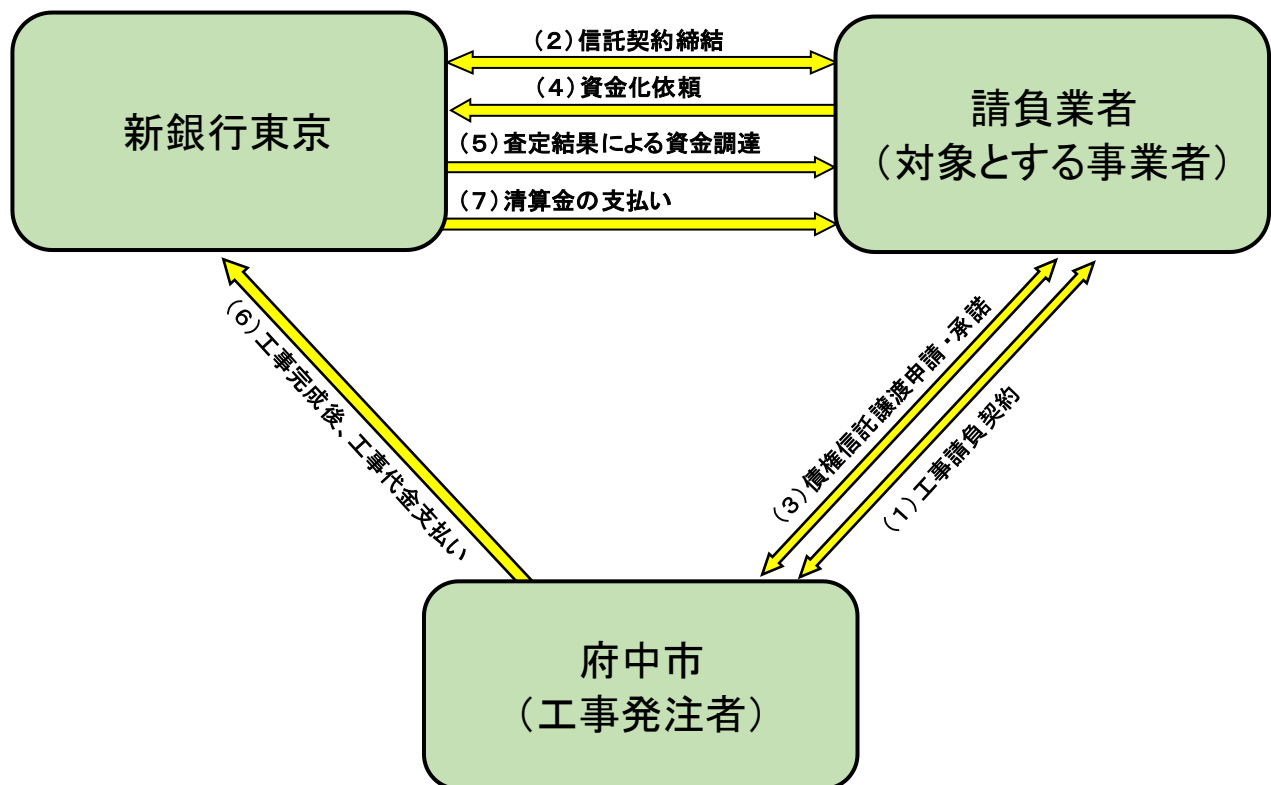
4の条件を満たしている場合でも、次の要件に当てはまる場合は、債権譲渡を不承諾とすることがあります。

- (1) 府中市工事請負契約にかかる契約条項第43条第1項各号に該当する場合
- (2) あらかじめ債権譲渡を禁止している場合
- (3) 請負者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡に不適當な特別の事由がある場合

## 6 手続きの流れ

- (1) 請負業者と市の間で工事請負契約を締結することで、請負業者の市に対する工事代金債権が発生します。
- (2) 請負業者と新銀行東京の間で工事請負代金債権信託契約を締結します。
- (3) 請負業者は、市に債権譲渡承諾依頼書を提出し、市は、承諾・不承諾の通知を送付します。
- (4) 請負業者は、資金化を新銀行東京に依頼します。その際、工事の出来高査定をうけます。
- (5) 新銀行東京は査定結果に応じて、請負業者に入金します。
- (6) 市は、工事が竣工し検査合格後に、新銀行東京に請負代金の支払いをします。
- (7) 新銀行東京が清算を行って、残金を請負業者に支払います。

### ◆ 公共工事代金債権信託制度の手続きフロー図 ◆



## 7 提出書類

市(契約課)に提出してください。(郵送は不可)

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 3部
- (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1部
- (3) 契約保証金の保険会社又は保証会社の承諾書 1部
- (4) 下請負人に対する支払計画書 1部

※ (3)及び(4)は該当する場合のみ

## 8 費用負担

新銀行東京との間で、信託受益権売却コスト・信託報酬・工事査定料等の費用が発生します。  
詳しくは、新銀行東京までお問合せください。

《問合せ先》 株式会社 新銀行東京 信託営業部 電話 03-6302-3477  
受付時間 午前9時から午後5時まで(銀行窓口休業日を除く)

### 【担当・連絡先】

府中市行政管理部契約課工事契約係  
電話 042-335-4093